

約款・規定の改定のお知らせ

平素は格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成22年10月1日付で弊社約款・規定の内容を一部改定いたします。

改定内容につきましては、下記の新旧対照表をご覧ください。

なお、証券取引約款の新旧対照表中、法人のお客様用の約款条項等については、【】内に記載しております。また、電子交付サービス取扱規程は、個人のお客様のみが対象となっております。

(変更箇所を下線で表示しています)

新	旧
最良執行方針	最良執行方針
<p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>① 注文の執行方法 (現行どおり)</p> <p>② 委託注文を執行する取引所市場</p> <p>a. (現行どおり)</p> <p>b. (現行どおり)</p> <p>(一) (現行どおり)</p> <p>(二) (一)の場合であってもその銘柄が整理ポスト(整理銘柄という場合があります。)にある場合や、株式会社QUICKがデータを提供できない場合は、<u>当社が別途定めた市場順位に従って選定されます。</u></p> <p>(2) 取扱有価証券(グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄) (現行どおり)</p>	<p>2. 最良の取引の条件で執行するための方法</p> <p>(1) 上場株券等</p> <p>① 注文の執行方法 (省略)</p> <p>② 委託注文を執行する取引所市場</p> <p>a. (省略)</p> <p>b. (省略)</p> <p>(一) (省略)</p> <p>(二) (一)の場合であってもその銘柄が整理ポスト(整理銘柄という場合があります。)にある場合や、株式会社QUICKがデータを提供できない場合は、<u>東京、大阪(ヘラクレス除く)、名古屋、ジャスダック、ヘラクレス、福岡、札幌の順で取引所市場を決定します。</u></p> <p>(2) 取扱有価証券(グリーンシート銘柄及びフェニックス銘柄) (省略)</p>
証券取引約款	証券取引約款
第4章 お客様への連絡・報告	第4章 お客様への連絡・報告
<p>第25条【第18条】(取引および残高の報告)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引(以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。)または同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の6第1項第2号に該当するものおよび同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除く。以下「店頭デリバティブ取引」といいます。)の未決済建玉があるお客様には、毎月、取引残高報告書をお送りいたします。</p> <p>(3)～(5) (現行どおり)</p>	<p>第25条【第18条】(取引および残高の報告)</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引(以下「有価証券関連デリバティブ取引」といいます。)または同法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引並びに金融商品取引法施行令第1条の8の3第1項第2号に該当するものおよび同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除く。以下「店頭デリバティブ取引」といいます。)の未決済建玉があるお客様には、毎月、取引残高報告書をお送りいたします。</p> <p>(3)～(5) (省略)</p>
第6章 振替有価証券の取引	第6章 振替有価証券の取引
<p>第43条【第36条】(発行者に対する代理人選任届その他の届出)【発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出】</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 上記(1)の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替有価証券については、<u>総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総優先出資者通知、受益者登録の請求の取次ぎもしくは総受益者通知(以下第64条【第57条】において「総株主通知等」といいます。)</u>または個別株主通知、個別投資主通知もしくは個別優先出資者通知のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>第43条【第36条】(発行者に対する代理人選任届その他の届出)【発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出】</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 上記(1)の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替有価証券については、<u>総株主通知、個別株主通知または受益者登録等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>

新	旧
<p>第51条【第44条】(担保振替有価証券の取扱い)</p> <p>(1) お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者または特別受益者の申出をすることができます。</p> <p>(2) お客様は、振替の申請における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、振替機関に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載または記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保上場投資信託受益権、担保受益権、担保新株予約権付社債および担保新株予約権(以下「担保振替有価証券」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保振替有価証券の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>(3) (現行どおり)</p>	<p>第51条【第44条】(担保振替有価証券の取扱い)</p> <p>(1) お客様は、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている担保の目的で譲り受けた振替株式、振替投資口、振替優先出資または振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者または特別受益者の申出をすることができます。</p> <p>(2) お客様は、振替の申請における振替元口座または振替先口座の加入者である場合には、振替機関に対する当該申請により当該振替先口座に増加の記載または記録がされた担保株式、担保投資口、担保優先出資、担保上場投資信託受益権、担保新株予約権付社債および担保新株予約権(以下「担保振替有価証券」といいます。)の届出をしようとするときは、当社に対し、担保振替有価証券の届出の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>(3) (省 略)</p>
<p>第52条【第45条】(担保設定者となるべき旨のお申出)</p> <p>(1) お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載または記録されている質権の目的である振替株式等(登録質の場合は振替株式、振替投資口または振替優先出資)について、当社に対し、振替株式等の質権設定者(登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者または登録優先出資質権設定者)となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。</p> <p>(2) お客様が特別株主、特別投資主特別優先出資者または特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載または記録されている担保の目的である振替株式等、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。</p>	<p>第52条【第45条】(担保設定者となるべき旨のお申出)</p> <p>(1) お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載または記録されている質権の目的である振替株式等(登録質の場合は振替株式、振替投資口または振替優先出資)または振替上場投資信託受益権について、当社に対し、振替株式等の質権設定者(登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者または登録優先出資質権設定者)または振替上場投資信託受益権の質権設定者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。</p> <p>(2) お客様が特別株主、特別投資主特別優先出資者または特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載または記録されている担保の目的である振替株式等、振替投資口、振替優先出資または振替上場投資信託受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者または特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。</p>
<p>第57条【第50条】(抹消申請の委任)</p> <p>振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、償還(分離利息振込国債にあっては、利子の支払い)、繰上償還、定時償還、信託の併合またはお客様の請求による解約が行われる場合には、当該振替有価証券について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任されたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わって手続きをいたします。</p>	<p>第57条【第50条】(抹消申請の委任)</p> <p>振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券について、償還(分離利息振込国債にあっては、利子の支払い)、繰上償還またはお客様の請求による解約が行われる場合には、当該振替有価証券について、お客様から当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任されたものとし、当社は当該委任に基づき、お客様に代わって手続きをいたします。</p>
<p>第58条【第51条】(償還金、利金、解約金および収益分配金の代理受領等)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金および定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ。)、利金、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって支払者からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払します。</p> <p>(3) (現行どおり)</p>	<p>第58条【第51条】(償還金、利金、解約金および収益分配金の代理受領等)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) お客様の振替決済口座に記載または記録されている振替有価証券(差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます。)の償還金(繰上償還金を含みます。以下同じ。)、利金、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客様に代わって支払者からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払します。</p> <p>(3) (省 略)</p>
<p>第62条の2【第55条の2】(振替受益権の併合等に係る手続き)</p> <p>(1) 当社は、振替受益権の併合または分割により、お客様の振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。</p> <p>(2) 当社は、信託の併合または分割により、お客様の振替決済口座に増加または減少の記載または記録を行います。</p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>第62条の3【第55条の3】(振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)</u> <u>振替決済口座に記載または記録されている振替上場投資信託受益権または振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、振替機関が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。</u></p>	<p>(新 設)</p>
<p>第63条【第56条】(配当金等に関する取扱い)</p> <p>(1) お客様は、金融機関預金口座への振込みの方法により振替株式等の配当金または分配金(以下本条において「配当金等」といいます。)を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金等を受領する<u>金融機関預金口座</u>の指定(以下「配当金振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p>(2) お客様は、当社を経由して振替機関に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録配当金受領口座」といいます。)への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金等を受領する方法(以下「登録配当金受領口座方式」といいます。)またはお客様が発行者から支払われる配当金等の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載または記録された振替有価証券の数量(当該発行者に係るものに限ります。)に応じて当社に対して配当金等の支払いを行うことにより、お客様が配当金等を受領する方式(以下「株式数等比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>(3) お客様が前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～⑤ (省 略)</p> <p>⑥お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することはできないこと</p> <p>イ～ハ (省 略)</p> <p>(4) (省 略)</p>	<p>第63条【第56条】(配当金等に関する取扱い)</p> <p>(1) お客様は、金融機関預金口座または株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座(以下「預金口座等」といいます。)への振込みの方法により振替株式等の配当金(振替投資口および振替上場投資信託受益権)あつては分配金。以下本条において「配当金等」といいます。)を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金等を受領する<u>預金口座等</u>の指定(以下「配当金振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。</p> <p>(2) お客様は、当社を経由して振替機関に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録配当金受領口座」といいます。)への振込みにより、お客様が保有する全ての銘柄の配当金等を受領する方法(以下「登録配当金受領口座方式」といいます。)またはお客様が発行者から支払われる配当金等の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載または記録された振替有価証券の数量(当該発行者に係るものに限ります。)に応じて当社に対して配当金等の支払いを行うことにより、お客様が配当金等を受領する方式(以下「株式数比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。</p> <p>(3) お客様が前項の株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p> <p>①～⑤ (省 略)</p> <p>⑥お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数比例配分方式を利用することはできないこと</p> <p>イ～ハ (省 略)</p> <p>(4) (省 略)</p>
<p><u>第63条の2【第56条の2】(振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等)</u></p> <p>(1) 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約および振替機関の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国または地域(以下「国等」といいます。)の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)。なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款により管理することがあります。</p> <p>(2) 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約および振替機関の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)。</p>	<p>(新 設)</p>
<p><u>第63条の3【第56条の3】(振替受益権の信託財産の配当等の処理)</u> <u>振替受益権の信託財産に係る配当金または収益分配金等の処理、新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利または株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。</u></p>	<p>(新 設)</p>

新	旧
<p><u>第63条の4【第56条の4】(振替受益権の信託財産に係る議決権の行使)</u> <u>振替受益権の信託財産に係る株主総会(受益者集会を含む。以下同じ。)</u>における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。</p>	(新 設)
<p><u>第63条の5【第56条の5】(振替受益権に係る議決権の行使等)</u> <u>振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使または異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。</u></p>	(新 設)
<p><u>第63条の6【第56条の6】(振替受益権の信託財産に係る株主総会の書類等の送付等)</u> <u>振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利または利益に関する諸通知および振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。</u></p>	(新 設)
<p><u>第63条の7【第56条の7】(振替受益権の証明書の請求等)</u> <u>(1) お客様は当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。</u> <u>(2) お客様は、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。</u></p>	(新 設)
<p><u>第63条の8【第56条の8】(振替受益権の発行者への通知)</u> <u>当社は、振替機関が定めるところにより、お客様の氏名【または名称】およびその他振替機関が定める情報が、総受益者通知において発行者に対して提供されることにつき、お客様にご同意いただいたものとして取り扱います。</u></p>	(新 設)
<p><u>第64条【第57条】(総株主通知等に係る処理)</u> <u>(1) 当社は、振替機関が定める振替有価証券について、振替機関に対し、振替機関が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権においては信託の計算期間終了日、振替受益権にあっては受益者確定日)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権においては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名【または名称】、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替有価証券の銘柄および数量、その他振替機関が定める事項を報告します。</u> <u>(2) 振替機関は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる振替有価証券の発行者に対し、通知株主等の氏名【または名称】、住所、通知株主等の有する振替有価証券の銘柄および数量、その他振替機関が定める事項を通知します。この場合において、振替機関は、通知株主等として報告したお客様について、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。</u> <u>(3) (現行どおり)</u> <u>(4) 振替上場投資信託受益権の発行者が振替機関を通じて受益者登録ができる旨を定めている場合には、お客様は、当社に対し、信託の計算期間終了日における振替上場投資信託受益権に係る受益者登録の請求の取次ぎを委託していただくこととなります。</u></p>	<p><u>第64条【第57条】(総株主等の通知等に係る処理)</u> <u>(1) 当社は、振替機関が定める振替有価証券について、振替機関に対し、振替機関が定めるところにより、株主確定日(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権においては信託の計算期間終了日)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権においては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。)の氏名【または名称】、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替有価証券の銘柄および数量、その他振替機関が定める事項を報告します。</u> <u>(2) 振替機関は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主等の対象銘柄である振替有価証券の発行者に対し、通知株主等の氏名【または名称】、住所、通知株主等の有する振替有価証券の銘柄および数量、その他振替機関が定める事項を通知します。この場合において、振替機関は、通知株主等として報告したお客様について、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。</u> <u>(3) (省 略)</u> <u>(新 設)</u></p>

新	旧
<p>第66条【第59条】(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)</p> <p>(1) <u>振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替上場投資信託受益権</u>の取扱い廃止に際し、発行者が<u>新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券</u>を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する<u>新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券</u>の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、<u>新株予約権証券または受益証券</u>は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付するか、もしくは保護預り口座等でお預りします。</p> <p>(2) <u>当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替上場投資信託受益権</u>の取扱い廃止に際し、振替機関が定める場合には、振替機関が取扱い廃止日におけるお客様の氏名【名称】および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>	<p>第66条【第59条】(振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)</p> <p>(1) 振替新株予約権付社債または振替新株予約権の取扱い廃止に際し、発行者が<u>新株予約権付社債券または新株予約権証券</u>を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する<u>新株予約権付社債券または新株予約権証券</u>の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券または<u>新株予約権証券</u>は、当社がお客様に代わって受領し、これをお客様に交付するか、もしくは保護預り口座等でお預りします。</p> <p>(2) <u>お客様は、振替新株予約権付社債または振替新株予約権</u>の取扱い廃止に際し、振替機関が定める場合には、振替機関が取扱い廃止日におけるお客様の氏名【名称】および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。</p>
<p>第69条【第62条】(当社の連帯保証義務)</p> <p>(現行どおり)</p> <p>① 振替有価証券の振替手続きを行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替有価証券の超過分(当該振替有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、利金、解約金、<u>収益分配金および振替受益権の受益債権に係る債務</u>の支払いをする義務</p> <p>②～③ (現行どおり)</p>	<p>第69条【第62条】(当社の連帯保証義務)</p> <p>(省 略)</p> <p>① 振替有価証券の振替手続きを行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載または記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替有価証券の超過分(当該振替有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、利金、解約金<u>および収益分配金の支払いをする義務</u></p> <p>②～③ (省 略)</p>
<p style="text-align: center;">第10章 投資信託受益権等の累積投資取引</p> <p>第98条【第91条】(収益分配金の再投資)</p> <p>(1) <u>投資信託受益権の収益分配金</u>は、お客様に代って当社が受領のうえ、お客様の当該累投口に繰入れ、原則としてそのお取り扱い金額をもって目論見書に記載の価額により同一種類の投資信託受益権の買付を無手数料で行います。なお、当社所定の手続きを行った場合は再投資を停止できるものとします。</p> <p><u>ただし、毎日決算を行う追加型公社債投資信託については、目論見書に記載の方法に従い再投資を行い、再投資を停止することはできません。</u></p> <p>(2) <u>前項の手続きにより再投資を停止した場合の収益分配金については、決算日から起算して、各投資信託の目論見書に記載されている換金代金のお支払い日に準じてお支払いいたします。ただし、公社債投資信託については、決算日から起算して5営業日目にお支払いいたします。</u></p>	<p style="text-align: center;">第10章 投資信託受益権等の累積投資取引</p> <p>第98条【第91条】(収益分配金の再投資)</p> <p>投資信託受益権の収益分配金は、お客様に代って当社が受領のうえ、お客様の当該累投口に繰入れ、原則としてそのお取り扱い金額をもって目論見書に記載の価額により同一種類の投資信託受益権の買付を無手数料で行います。なお、当社所定の手続きを行った場合は再投資を停止できるものとします。<u>また、毎日決算を行う追加型公社債投資信託については、目論見書に記載の方法に従い再投資を行い、再投資を停止することはできません。</u></p>
<p style="text-align: center;">【第12章 雑則】</p> <p>【第102条(取扱いの解約)】</p> <p>(1) この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したとき解約されるものとします。</p> <p>①～⑤ (現行どおり)</p> <p>⑥ <u>お客様が、有価証券等の取引を伴わない入出金を継続的に行い、当社がお客様との取引の継続が望ましくないと判断し解約を申し出た場合。</u></p> <p>⑦ (現行どおり)</p> <p>(2)・(3) (現行どおり)</p>	<p style="text-align: center;">【第12章 雑則】</p> <p>【第102条(取扱いの解約)】</p> <p>(1) この約款における各契約および取扱いは、次の各号のいずれかに該当したとき解約されるものとします。</p> <p>①～⑤(省 略)</p> <p>(新 設)</p> <p>⑦ (省 略)</p> <p>(2)・(3) (省 略)</p>

新	旧
<p style="text-align: center;">外国証券取引口座約款</p> <p style="text-align: center;">第2章 外国証券の国内委託取引</p> <p>(配当等の処理)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>2～5 (現行どおり)</p> <p>6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。</p> <p>7 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">電子交付サービス取扱規程</p> <p>第2条 対象書面</p> <p>1. 本サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、以下の各号の区分ごとに掲げる書面(以下「対象書面」といいます。)とします。</p> <p>(1) 報告書等 取引報告書 取引残高報告書 運用報告書 取引内容等を記載した書面のうち当社が定めるもの <u>特定口座年間取引報告書</u> <u>上場株式配当等の支払通知書(当社が定めるものに限る。)</u> 金融商品取引法、<u>税法その他これらの関係法令の改正により交付が義務付けられた上記に準ずる書面</u></p> <p>(2) 投資信託の目論見書等 投資信託の募集・売出しに係る目論見書 投資信託約款 本号の商品に係る契約締結前交付書面または目論見書補完書面 <u>金融商品取引法その他関係法令の改正により交付が義務付けられた上記に準ずる書面</u></p> <p>(3) 株式・債券等の目論見書等 株式、債券、及び上記(2)を除くその他の有価証券の募集・売出しに係る目論見書 国際機関が発行する債券の募集・売出しに係る販売説明書(金融商品取引法施行令第2条の11に規定する有価証券の募集・売出しに関して、当該債券及び発行体の詳細について記載した書面) 本号の商品に係る契約締結前交付書面または目論見書補完書面 <u>金融商品取引法その他関係法令の改正により交付が義務付けられた上記に準ずる書面</u></p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>2・3. (現行どおり)</p> <p>4. 当社は、対象書面のうち、第1項(1)に定める書面がお客様ページ(口座番号、パスワード入力後に掲載されるお客様の特定ページをいいます。以下同じ。)に記録される日(以下「記録日」といいます。)を、当社所定の申込書に記載する又は当社ホームページで公表するものとします。</p>	<p style="text-align: center;">外国証券取引口座約款</p> <p style="text-align: center;">第2章 外国証券の国内委託取引</p> <p>(配当等の処理)</p> <p>第7条 (省 略)</p> <p>2～5 (省 略)</p> <p>6 配当等に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社が行います。</p> <p>7 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">電子交付サービス取扱規程</p> <p>第2条 対象書面</p> <p>1. 本サービスにおいて、当社が電子交付により提供する書面は、以下の各号の区分ごとに掲げる書面(以下「対象書面」といいます。)とします。</p> <p>(1) 報告書等 取引報告書 取引残高報告書 運用報告書 取引内容等を記載した書面のうち当社が定めるもの 金融商品取引法その他関係法令の改正により交付が義務付けられた上記に準ずる書面</p> <p>(2) 投資信託の目論見書等 投資信託の募集・売出しに係る目論見書 投資信託約款 本号の商品に係る契約締結前交付書面または目論見書補完書面</p> <p>(3) 株式・債券等の目論見書等 株式、債券、及び上記(2)を除くその他の有価証券の募集・売出しに係る目論見書 国際機関が発行する債券の募集・売出しに係る販売説明書(金融商品取引法施行令第2条の11に規定する有価証券の募集・売出しに関して、当該債券及び発行体の詳細について記載した書面) 本号の商品に係る契約締結前交付書面または目論見書補完書面</p> <p>(4) (省 略)</p> <p>2・3. (省 略)</p> <p>4. 当社は、対象書面のうち、<u>第2条第1項(1)</u>に定める書面がお客様ページ(口座番号、パスワード入力後に掲載されるお客様の特定ページをいいます。)に記録される日(以下「記録日」といいます。)を、当社所定の申込書に記載する又は当社ホームページで公表するものとします。</p>

新	旧
<p>第5条 本サービスにおける取扱い (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) 電子書面により交付された対象書面(作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面を含む。)について、紙媒体での再交付は行われ <u>ないこと(ただし、税法その他の法令の規定に基づき、お客様からの請求に応じて、紙媒体による再交付が義務付けられる場合を除きます。)</u></p> <p>(3)・(4) (現行どおり)</p>	<p>第5条 本サービスにおける取扱い (省 略)</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 電子書面により交付された対象書面(作成基準日が到来し電子交付することが確定している書面を含む。)について、紙媒体での再交付は行われ ないこと</p> <p>(3)・(4) (省 略)</p>
<p>第7条 対象書面の追加 (現行どおり)</p> <p>(1) <u>第2条第1項に基づき</u>書面を追加する場合 追加する書面について、当社のホームページで公表することで、お客様から電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取り扱うこと。</p> <p>(2) <u>第2条第1項に掲げる書面以外の金融商品取引法、税法その他これらの関係法令により交付義務のある書面を追加する場合</u> 追加する書面について、当社が、お客様から第4条第2項の方法により申込みを受けたうえで、当該書面を電子交付により行うこと。この場合において、本取扱規程は、当該追加する書面が対象書面に含まれるものとして変更されたものとします。</p>	<p>第7条 対象書面の追加 (省 略)</p> <p>(1) <u>第2条第1項(1)及び(4)に基づき</u>書面を追加する場合 追加する書面について、当社のホームページで公表することで、お客様から電子交付を行うことの承諾を受けたものとして取り扱うこと。</p> <p>(2) <u>第2条第1項に掲げる書面以外の金融商品取引法その他関係法令により交付義務のある書面を追加する場合</u> 追加する書面について、当社が、お客様から第4条第2項の方法により申込みを受けたうえで、当該書面を電子交付により行うこと。この場合において、本取扱規程は、当該追加する書面が対象書面に含まれるものとして変更されたものとします。</p>
<p>第9条 免責事項 (現行どおり)</p> <p>(1) お客様が、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告又は第4条第1項に反し当社に申込みを行ったことにより生じた損害</p> <p>(2) (現行どおり)</p>	<p>第9条 免責事項 (省 略)</p> <p>(1) お客様が、本サービスの利用申込に際して、虚偽の申告又は第4条1項に反し当社に申込みを行ったことにより生じた損害</p> <p>(2) (省 略)</p>
<p style="text-align: center;">外国証券償還代金・利金・分配金の 支払代理受領事務に関しご留意いただく事項</p> <p>(1) 商品説明資料等について お客様の投資判断の参考の為に作成致しております、商品説明資料(<u>外国証券情報</u>を含む)等は、英文で作成された、もしくは作成される予定である発行目論見書の主要箇所を、抜粋・要約をしたものであり、対象とする外国証券の全ての情報が記載されたものではありません。 なお、外国証券には、ユーロ円債(ユーロ市場で発行されたデュアル債、リバースデュアル債を含む)も含まれます。</p>	<p style="text-align: center;">外国証券償還代金・利金・分配金の 支払代理受領事務に関しご留意いただく事項</p> <p>(1) 商品説明資料等について お客様の投資判断の参考の為に作成致しております、商品説明資料(<u>外国証券内容説明書</u>を含む)等は、英文で作成された、もしくは作成される予定である発行目論見書の主要箇所を、抜粋・要約をしたものであり、対象とする外国証券の全ての情報が記載されたものではありません。 なお、外国証券には、ユーロ円債(ユーロ市場で発行されたデュアル債、リバースデュアル債を含む)も含まれます。</p>

※本新旧対照表は、平成22年10月1日より適用されます。

※電子交付サービス取扱規程の「特定口座年間取引報告書」と「上場株式配当等の支払通知書」については平成23年発行分より電子交付の対象となります。

以 上

